

地方自治法改正の概要①（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	条文	内容
平成11年 分権一括法	条例制定権の拡大	§ 14	・ 機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。
	百条調査権の 対象拡大	§ 100	・ 機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあつては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。
	議案の提出要件 及び修正動議の 発議要件の緩和	§ 112①	・ 議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。
	議員定数の 法定定数の廃止 (条例制定数制度 の導入)	§ 90	・ 法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。
	市区町村議会に 係る議員定数の 人口区分大括り化 と上限数の設定	§ 91	・ 市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた。(18区分から11区分に変更) ・ 2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。
平成12年 自治法改正 ※議員立法	国会に対する 地方議会の 意見書の提出	§ 99	・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。
	政務調査費制度の 創設	§ 100⑭	・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。
	常任委員会数の 制限廃止	§ 109	・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。

地方自治法改正の概要②（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	条文	内容
平成14年 自治法改正	議員派遣制度の創設	§ 100 ^⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。
平成16年 自治法改正	定例会の招集回数 の自由化	§ 102の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。
平成18年 自治法改正	専門的事項に係る 調査制度の創設	§ 100の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。
	議長及び議員への 臨時会の招集請求 権の付与	§ 101 ^② ～ ^④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。 ・ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。
	委員会制度の改正	§ 109 ^② 、 ^⑦ § 109の2 ^⑤ § 110 ^⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。 ・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。
	専決処分の要件の 明確化	§ 179 ^①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。

地方自治法改正の概要③ (地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	条文	内容
平成20年 自治法改正 ※議員立法	議会活動の範囲の 明確化	§ 100 ^⑫	・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。
	議員の報酬に関する 規定の整備	§ 203	・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。
平成23年 自治法改正	議員定数の法定上 限の撤廃	§ 90 § 91	・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。
	議決事件の範囲の 拡大	§ 96 ^②	・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。
平成24年 自治法改正	通年会期制の導入	§ 102の2	・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。
	議長への臨時会招 集権の付与	§ 101 ⑤、⑥	・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。 ・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。
	委員会に関する法 定事項の簡素化	§ 109 ^⑨	・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。
	公聴会、参考人招 致の本会議実施の 法定化	§ 109 § 115の2	・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。
	政務調査費から政 務活動費への改正	§ 100 ^⑭	・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

地方自治法改正の概要④（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	条文	内容
平成29年 自治法改正	決算不認定の場合 の長から議会への 報告	§ 233⑦	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体の長等は、決算の認定に関する議案が否決された場合に、当該議決（不認定）を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、その措置の内容を議会等に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。